

令和5年度 第5回湧別町行政改革推進委員会 会議録

| | |
|-------|---|
| 開催日時 | 令和5年12月6日(水) 13時25分 開会 14時37分 閉会 |
| 開催場所 | 上湧別コミュニティセンター 2階大会議室 |
| 出席委員等 | 高橋会長、菊地職務代理者、松下・山本・石山・藤井・黒田・篠田・細川各委員 |
| 欠席委員等 | 北村委員 |
| 事務局職員 | 企画財政課：猪熊課長、斉藤未来づくり担当課長、西海谷主幹、齊藤主査 総務課：石塚課長、商工観光課：松下課長、農政課：池田課長 |
| 議題 | 1. 開会 2. 会議成立確認 3. 会長あいさつ 4. 協議事項 (1) 公共施設の使用料の一部改定について (2) 湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例(仮称)の概要について (3) 公共施設再配置実行計画の進捗状況について 5. その他 6. 閉会 |
| 会議の公開 | 公開 |
| 傍聴人の数 | 0名 |
| 提出資料 | ・資料1：施設使用料等の見直しについて(湧別町地場産品加工センター) ・資料2：施設使用料等の見直しについて(かみゆうべつ温泉チューリップの湯) ・資料3：「湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例(仮称)」の概要について ・資料4：湧別町公共施設再配置実行計画に係る再配置進捗状況表 |
| 会議録 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記) <input type="checkbox"/> 無 |
| その他 | |

1. 開 会

猪熊課長) ご案内の時間より早いですけれども、出席される委員さんが来ておりますので、今年度第5回目の湧別町行政改革推進委員会を開催させていただきます。

2. 会議成立確認

猪熊課長) 開催にあたりまして、会議成立の確認を行います。湧別町行政改革推進委員会設置条例の規定により、会議は過半数以上の委員の出席がなければ開くことができないとされておりますが、本日の出席委員数は10名中9名であり、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

3. 会長あいさつ

猪熊課長) 続きまして、高橋会長よりご挨拶を申し上げます。

高橋会長) お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今日は3件の協議案件があり、委員の皆さんのご意見をいただきましたと思っておりますので、よろしく申し上げます。

猪熊課長) 本日の会議につきましては、概ね1時間を目途に終了したいと思っておりますので、円滑な議事進行にご協力をよろしく申し上げます。

それでは、これからの議事進行につきましては、高橋会長を議長として会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

4. 協議事項

(1) 公共施設の使用料の一部改定について

高橋会長) それでは、協議事項に入らせていただきます。公共施設の使用料の一部改定について協議したいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

齊藤主査) 公共施設の使用料の一部改定について、エネルギー価格の高騰による物価上昇が続き、多くの町民がその影響を受けており、「これ以上町民へ負担を掛けられない」との町長の意向から、当面の間は使用料・手数料の改定を行わないこととしておりました。

しかし、総合体育館やちゅーりっぷの湯などの町内24施設について、令和6年度からの指定管理者を募集するにあたり、一部施設の料金体系や入浴料の見直しが必要となったため、行政改革推進委員会において見直し内容をご協議いただきたく、本日、委員会を開催させていただくこととなりました。

高橋会長) 事務局の方から、一部施設の使用料の見直しに関して説明がありました。

それでは、まず地場産品加工センターの使用料改定について、担当の方から説明をお願いします。

1) 地場産品加工センターの使用料改定 (農政課)

池田課長) (資料1に基づき説明)

委 員) 他の市町村と比較して、うちの町の団体料金を安く設定したのは何か理由があるんでしょうか。

池田課長) 今回の改定にあたり、1時間単位での使用料設定を考えました。現行の使用料は、全日1500円となっています。多く使われているのは午前中の3時間か午後からの4時間で、平均で4時間の使用が一番多く、その4時間の中で1500円を超えない設定とさせていただきます。3人での使用は4時間だと1200円、4人ですと1600円になるので、4人での使用から団体料金として設定をさせていただきました。

委 員) 個人料金にした理由は、要望があったからですか。

池田課長) 現行の使用要件は3人以上のグループとなっていて、町長が特に認めた者は3人以下でも使用している状況です。そのため、他の公共施設との整合性を図り、グループではなく、1人いくらの使用料に改定しようというものです。

委 員) 改定した場合、収入金額はどうなる見込みなんですか。

池田課長) 収入金額はおよそ10万円下がります。収入は年間で約33万ですが、個人での使用になりますと使用料の設定が低くなり10万円くらい収入が下がります。1時間単位での使用にすることで1人でも多くの方に使っていただけるよう、色々と宣伝をしたいと思っております。

委 員) 個人での使用になった場合、同じ時間帯にパンを作る人、味噌だけ作る人というように、使う器具が分かれば同時に使っても良いのかなと思いますが、そういうのは想定していますか。

池田課長) 想定してます。今までは全日で全館の使用なので、他の人が入り難いということがあったんですけど、時間単位の使用にすることによって、使用する機材が重複しなければ同時に利用可能です。

委 員) そしたら、もうちょっと収入が上がるかもしれない。

高橋会長) 今までは一度使用で1日施設を使うわけだから、時間単位での使用で使う器具が別であれば1日のうちで異なる人が使えるということですね。

委員) 資料の利用状況で、「過去3ヶ年における一般利用において、地場産を活用した加工実績はアイス以外なし。」の部分ですが、完成品としての実績ということですか。僕も去年使わせてもらったんですけど、地場産品を使って加工させてもらったんですよ。

池田課長) 完成品としての実績ではありませんが、把握していないため、指定管理者からの報告に含まれていなかったのだと思われます。

委員) 資料の印象として良くないかなと思って。

池田課長) 申し訳ありません。

高橋会長) 地場産品を使用しているのに数字に計上されてないってことなんでしょ。

委員) 玉ねぎを炒めたくらいだから。

高橋委員) 実情としては使っているのにということですよ。

委員) 資料を見た時に、アイスしかないのかっていう。

高橋会長) その他、団体での1日使用から個人の時間使用への改定に対してのご意見はありますか。

委員) 今の時代、多くが値上げの話の中で値下げをするっていうのは、電気代も暖房料も上がり、冬場の使用料は200円となっていて、実情に合わせて人数要件を削除するというのと合うのかなと。

池田課長) 現行も特認で1人から使えるんですけど、条例では3人以上のグループとなっているので、特認によって1人での使用をしたいという人は手を挙げ難い状況なので、1人から使えるように設定させていただきました。

高橋会長) この改定で、使用する方が使い易くなるように思います。

委員) 実情と利便性を考慮してということですよ。説明であったように光熱水費の高騰に伴う使用料の引き上げではなくて、逆に使用料が下がるわけだから、実情と利便性を考慮して町民のサービスを良くするためにということであれば良いのかなと思います。

高橋会長) 改定理由についても、今話されたように理解できるようにしないとイケないんじゃない。

委員) 実際は収入が下がるわけだから、どう考えたって4人以上の団体で使用した場合には収入が落ちてしまいます。そうなった時には光熱水費の高騰とかによる改定とはならないので、その理由は使えないんですよ。

高橋会長) 今の意見に対して、どう考えていますか。

池田課長) 物価高騰で様々な料金が上がっていますが、今回の改定によって使用料は下がってしまいます。ただ、色々な機材が入ってる中で思ったよりも使われていないものがあり、会館日数の6割が

稼働していても、機械は決まったものがよく使われています。この中で、もっと色々なものを皆様が使えるようにしたいという思いで考えました。ただ、今の物価高騰とは逆行して、個人料金にすることで1人当たりの単価下がってしまいますが、それは仕方がないと考えて今回の使用料を設定させていただきました。物価が高騰しているから使用料を値上げしても良いという意見があるかもしれないですけど、使ってなんぼの施設だと思うので、料金を下げた個人料金とさせていただきます。

委 員) 今の説明なら良いんじゃないですかね。

高橋会長) そういう理由なら良いかもしれないですね。

委 員) それであれば、理由に利用率の向上ということを入れれば良いと思うんですけど。料金下げても、普通は実情に合わせても収入は同じくらいにしないですか。

池田課長) 収入を同じくらいにすると個人料金が上がってしまうので。

委 員) 使用料を下げ、かつ利用率を上げたいということを経営に入れた方が良いのかなって気がするんですけど、どうですか。

池田課長) そのとおりです。

高橋会長) 利用率を上げるということで、使用料を団体での1日単位から個人での時間単位に改定するというところでよろしいでしょうか。

各 委 員) 「はい」の声あり。

高橋会長) それでは、そういう形で進めていただきたいと思います。

2) かみゆうべつ温泉チューリップの湯の使用料改定（商工観光課）

松下課長) (資料2に基づき説明)

委 員) 今のままでは指定管理者がいなくなるんでしょうか。

松下課長) 11月に選定委員会がありまして、応募もあるので、令和6年度からも指定管理でやっていく予定をしています。

委 員) 損益のマイナス分は町で補填するんですか。

松下課長) 資料にもありますが、令和4年度ですと2600万円程の赤字が出ています。今回は100円値上げということで、年間約10万人が利用していて、単純に100円値上げをしますと1000万円程の収入が増えます。2600万の赤字に1000万円加えても1600万円の赤字が残ってしまいますので、令和6年度の更新後からは、指定管理料として町で委託料を支払うことで指定管理を維持していく予定です。

高橋会長) 100円上げることで1000万円程の収入になるわけですが、それでも赤字が出ているわけですから、本来ならもっと使

用料を上げないといけないところでしょう。極端に言えば、使用料を200円上げて2000万円の収入を得ればなんとか運営できる。安易に考えるとそうなるんですけど、町民の利便性、また他市町村の施設との関係もありますので、町は100円の値上げと考えていますが、各委員さんのご意見を伺いたいと思います。

委員) サウナのロウリュはどんなんですか。うちの主人もときどき行って、すごく良いと言うんですけど。私は1回も入っていないのでわからないんですが。

松下課長) ぜひ入っていただきたいです。サウナも20年経って故障がちということで、令和5年2月にリニューアルしまして、フィンランドのロウリュ式で自動的に石に水が掛かって蒸気によって体感温度も上がってくる、非常に人気があるサウナです。最近若い利用者也増えてきて、町内で見かけないような若者、いわゆるサウナーという人達が町外から結構来ています。土曜や日曜もそうやって遠くからも来て賑わっているんで、利用者もコロナ前の水準くらいまで回復してきていて、サウナの集客効果は高いなと思っております。

委員) 改修のための支出は、資料の支出に含まれているんですか。

松下課長) 資料の支出というのは、温泉やレストランを含めた運営の支出であって、建物とかの工事は町で予算を組んで改修していますので、この資料の支出には入っていません。

委員) そういう状況だったら仕方がないですね。値上げを理解していただけたらと思うんですけどね。

高橋会長) サウナブームでよくテレビでもやってますけども、もっとアピールをして利用者を増やせばその分赤字も少なくなる。そうすると町の支出も少なくなる。そういう流れになれば一番良いんですけど、とりあえず今回の改定案としては100円の値上げということではよろしいでしょうか。

各委員) 「はい」の声あり。

高橋会長) 収入を増やしてなんとか赤字を少なくしていただくという形でお願いをしたいと思います。

(2) 湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（仮称）の概要について（企画財政課）

齊藤課長) (資料3に基づき説明)

高橋会長) 湧別町内にどれぐらいの面積の太陽光パネルが設置されてるんですか。

齊藤課長) 総面積は押さえていないですけど、個人の住宅に建てて自家消費しているようなものを除くと、10キロワット以上の事業用の太陽光パネルが62ヶ所にあります。

高橋会長) 屯市の中でも、これから空き地が出てきて太陽光発電が増えてきたら、町並みはどうなるんだろうなって心配してたところなんです。多分個人で契約をして、設置をしているんじゃないかなと思うんですが、要協定区域の中には芭露地区もないし、開盛地区もないし、富美はどうかかわからないですけど、そういう集落が入っていませんが、その辺のことも考えないといけないのではないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

齊藤課長) 昨日、ちょうど芭露で懇談会がありまして、要協定区域に芭露が入っていないという話になり、どうして入れていないかということ、住宅密集地ではないとの考え方をご説明させていただいています。道路に面して住宅がありますが、二重三重に住宅があるということではなく、散在しているという考え方で含めていないとご説明させていただきました。ただ、これで決定ではなく、懇談会を踏まえて地域の中で話し合いますとも聞いておりますので、ご意見があれば伺って、それを踏まえて考えたいと思います。

委員) 10キロワット以上は事業用ということで、空き地を使って事業用を設置するのは個人では難しいということですか。

齊藤課長) 個人でも設置している方がいます。一般的には、太陽光発電の会社が土地を借りて設置するというのが多いと思いますが、個人でやってるというのもあります。

委員) 土地を借りて設置する場合は、その土地の持ち主と会社とで町の方に届出るといことになるんですか。

齊藤課長) そうです。全てが駄目ということではなくて、事業をやる前に事前相談をしていただいて、この場所に設置して大丈夫なのかという場合、町としても対応しなければならないと思いますが、個人の土地利用のことなので、設置できませんとは強く言えません。

委員) もう設置されているもので、草刈りも何も手入れされておらず、危ないなっていうのを見たことがあるんですけど、そういうのもこの条例の規制対象になるんですか。

齊藤課長) 条例を遡及して適用することはできないので、今ある施設は適用外です。

ただし、草刈りがされていないということは一般の管理の問題で、他にも苦情が寄せられていて、太陽光発電だけではなく、空き家の周りをちゃんとして欲しいという話もあり、そういった場

合は苦情として行政指導で対応できると思います。

また、今ある施設に対しての増設は規制の対象になります。

委員) 道の条例だとか、法律だとかとの関連は無いんですか。

斉藤課長) 国でガイドラインを設けてます。基本はそれと同じで、主要道路に面して規制区域を設けている部分が独自のものでありまして、これは他の町の条例で定めているところはあまり無いです。これは、主要道路、市街地に太陽光発電ができたことによる景観の問題を、どうクリアするかということで考えました。

高橋会長) これは国道沿いだけを考えているんだけど、例えば沢口産業と国道の間、昔の工藤組の工場南側に太陽光パネルが設置されています。国道沿いじゃなくて1本東へ入ったところ。やはり市街化調整区域内のような設定で、国道沿いじゃなくても、東1条、西1条も含めて規制が必要かなと思うんですけども、素案を見たら国道沿いだけですよ。

斉藤課長) 大通り沿いという考えです。

高橋会長) 東1条、西1条も景観としては必要かなと思っているんです。

斉藤課長) 国道から30メートルが良いか、例えば50メートルが良いかという線引きについては、先日の総務厚生常任委員会の中で、もう少し広げた方が良いという話もありました。ただ、人の土地の利用を制限するということがあるので、なるべく規制範囲を小さくしたいというのがあります。例えば、屯市では国道から東1条や西1条までの30メートルっていうのは、国道から東1条や西1条までの間の3分の1ぐらいとなります。

高橋会長) 東1条、西1条まではいかないんです。

斉藤課長) 国道から屯市の東1条や西1条まで3分の1くらいまでの範囲なので、そこまで規制できれば大きいものは国道沿いには作れない。中湧であれば、国道から旧道銀の建物ぐらいまでが規制区域になるので、その区域を外れないと大きいものが建たない。

委員) 国道に1番近いのが元近藤商店の南側の太陽光パネル。歩道のすぐ横だから。

斉藤課長) 中湧のマルナカ相互商事さんの東側もそうですよね。

高橋会長) アオトプラスさんの南側は西1条までびっちりですよ。

斉藤課長) そこは西1条までありますよね。

国道側を規制しても、国道側からも建てることはできます。住民説明をして、そこで住民が駄目と言っても禁止ではないので、あとは業者さんの社会的責任で住民の反対を押し切ってやっとなってくる。

委員) 拘束力は無いということね。

齊藤課長) 努力義務になります。

委員) 他の町村でこういう条例を作っているところってあるんですか。

齊藤課長) 日本全国で250ぐらいの自治体で条例を作っています。北海道は13ぐらいの自治体で、管内は斜里町だけです。条例を制定しなくてもガイドラインで運用している自治体もあります。

委員) 条例を制定していると言っても、これは理念法みたいな感じなんですかね。太陽光発電に関しては、脂っこい問題が多いじゃないですか。こういうことって、頭の良い人が逆に利用する恐れもあると思うんですよ。制限してしまうと私権制限になってしまうので難しいと思うんですけど、何かうまくできないかなと思う。景観も乱しますし、私は太陽光発電を街に設置して欲しくないです。パネルが駄目になったときの処分方法も確立されていないだろうし。時代の流れとはいえ、どんどん作ろうとしてる人もいますが、こういう条例を制定しようとする以上は、後押しするのではなく、良い意味でブレーキかけるような内容にしていければ良いと思います。決めるのは議会ですから、議員さんがどの辺まで認識しているのかは分からないですが、そういう町民の考えもあるということです。雨が降って流されたパネルだらけになっても、パネル自体が発電していて太陽が出ている間は危なくて触れないそうです。処理に大変な手間と労力とお金が必要というのがありますし、色々手順を踏んで進めていくんでしょうけども、やれる範囲で本当に慎重に進めていただきたいと思います。

齊藤課長) わかりました。

高橋会長) 管内で斜里町にしかないという条例を、湧別は作ろうとしているわけです。

その他に何かご意見ございましたら、ご発言をお願いします。

委員) 国も推進してるし、特にヨーロッパの再生エネルギー推進はすごい勢いで、町も推進するんでしょ。

齊藤課長) そうです。

委員) そんな風力なんて常呂みたいにくまなくいかないよね。何基か建ちましたけど、どこかで歯止めは掛けないとね。でも再生エネルギーは推進していく方が良いと思う。要協定区域はこれで良いんじゃないかな。もう少し広げてとなったら広げればいいし。

齊藤課長) 市街地以外でも、農用地区域とかも要協定区域の対象にしているので、そこに建てようとする農用地からの除外という手続きが必要なので、その際は農政課へ届出がされます。それから、延

べ面積が2000平方メートルを超えると、道の景観条例の規制により知事が市町村に意見を求めるので、そういった時に町は反対とか、意思表示ができる場面が出てきます。例えば、小樽市で風力発電の建設を知事の権限で止めたという事例があります。

委 員) 10キロワットってどのぐらいの大きさのパネルなの。

斉藤課長) 縦4枚で横10枚の40枚というものです。

委 員) 屋根に載っかってるぐらいの大きさかな。

斉藤課長) 屋根には載っからないです。

委 員) 土台つけて家の前に建ててる程度でしょう。あれが10キロワット以下でしょ。

斉藤課長) パネルだけでいうと10キロワットだったら15坪ぐらいの大きさで、それに躯体が付いて、事業用になると柵をしないとけなくなります。

高橋会長) 現状であるのはみんな柵してるもんね。

委 員) あれを建てるのは確認申請が必要なんじゃないの。

斉藤課長) 必要ないはずです。

高橋会長) 業者と契約したら、空き地に建つということなの。

斉藤課長) 10キロワット以上の事業用になると、固定資産で償却資産の課税対象ですので、事業者による申告対象となります。それがあるので、我々も62ヶ所あるっていうのを分かっています。

委 員) 町として税収が増えるということですか。

斉藤課長) そうです。

委 員) 建てること自体のハードルはそんなに高くないんですかね。

斉藤課長) ハードルは高くないと思います。あとは、規模が大きくなると電力会社の送電線との接続問題も出てくると思います。

高橋会長) 現在、事業用の太陽光発電が湧別町には62ヶ所あるそうです。今後条例を制定することによって、我々も町内の景観を守りたいし、そういう気持ちで条例の素案も今後検討していただければと思います。

(3) 公共施設再配置実行計画の進捗状況について (企画財政課)

西海谷主幹) (資料4に基づき説明)

委 員) 前に庁舎の関係で計画が止まっているところもあると説明がありましたが、そこと関係ない部分で計画が進んでいるという認識でよろしいですか。

西海谷主幹) 庁舎の関係については現在継続審議中ということで、まだ正式な方向性が出ていないものですから、担当といたしましては庁

舎の方向性が出た段階で、この中身の部分についても見直しをすることで検討しています。

高橋会長) これは令和8年度までの計画ですよね。全体的な計画は、順調に進んでいるんですかね。

猪熊課長) 1期目の10年間の計画で、平成29年度から30年度の資料の下の方に学校関係の記載がありまして、芭露学園の開校で芭露小学校の部分が削減されています。今、ゆうべつ学園を建設していますので、湧別小学校の分が削減されますし、その後、上湧別地区も義務教育学校になりますので、開盛小や富美小等が移転するとだいぶ大きな施設が減ります。この計画ではよくありますが、廃止したけど、補助金の関係で実際に解体するまでに時間が掛かるんです。補助金が無いと町の持ち出しが結構増えるので、解体が廃止の翌年とか2年後、場合によっては3年後や4年後っていうものがたくさんあります。しかし、実際に建物を使っていなければ管理経費はほぼ掛かりませんので、考え方として建物が残っていても使っていないものは削減したとみなしています。ですから、1期目については小学校関係の削減が進んでいますので、その部分で結構良い進捗になるのかなと思っています。

高橋会長) 状況としては順調に進んでるという説明だったんですけども、庁舎や学校の関係やその他施設、地域ごとに感じることはありませんか、委員さんの方からご発言をいただきたいと思います。

委員) 芭露に使っていない教職員住宅があると思ったけども、今の説明にあったように使っていないから削減されたことになってるということで、まだ壊していないところがあると思って見えています。ただ、廃屋に良いイメージは何も無いので、できればそういうところは早く壊す方が良くかな。

猪熊課長) 以前はあまり解体も進んでいなかったんです。町で空き家計画というものを作って、個人の空き家の解体を補助したんです。その計画の中に公共施設の部分も入れることによって、公共施設の解体も国の補助金が該当になるというメリットがありますが、補助申請は日本中からあるうえに枠があるので、教員住宅なんかも年次的に解体しています。さらに、小中学校が統合して義務教育学校になるので、教員の数は減ります。そうすると、また教員住宅が空くので、必要な部分は町有住宅で貸すということもありますが、古いところは随時壊していくことになるかと思っています。

高橋会長) 町内では学校関係の施設、教員住宅も含めて、再配置実行計画により廃止などが進んでいくと思います。

その他に何かありましたらご発言をいただければと思います。
各 委 員)「ありません」の声あり。
高橋会長) それではこれで3つ目の協議事項を終了します。

5. その他

高橋会長) その他に全体的なご意見がありましたら、ご発言いただければ
と思います。特に無ければ本日の会議を閉じたいと思いますが、
よろしいでしょうか。

6. 閉 会

猪熊課長) それでは、以上で閉会とさせていただきます。本日は、大変あ
りがとうございました。